

木造住宅の耐震改修工事・耐震シェルター等設置工事にかかる費用の一部を補助します

地震による木造住宅の倒壊などを防止し、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、町内の木造住宅の耐震改修工事または耐震シェルター等を設置するための工事にかかる費用の一部を補助します。

令和5年度より補助金の代理受領が可能となりました。

1. 耐震改修工事にかかる費用の補助

◆ 対象住宅

次のいずれにも該当する住宅が対象です。

- ① 昭和56年5月31日以前に確認申請がされた住宅で、「木造住宅の耐震診断と補強方法((一財)日本建築防災協会発行)」に基づく一般診断法または精密診断法による耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0未満の木造住宅(以下、「耐震力不足木造住宅」という。)
- ② 過去に甘楽町耐震シェルター等設置補助事業及び本事業による補助金の交付を受けていない住宅

◆ 対象者

次のいずれにも該当する人が対象です。

- ① 甘楽町に住民登録している者
- ② 耐震力不足木造住宅を甘楽町内に所有し、当該住宅に居住している者
- ③ 町税等の滞納がない者



◆ 対象となる工事

耐震診断を行った上で「倒壊しない又は一応倒壊しない」の判定となるように補強する工事

◆ 補助の対象となる経費

耐震補強設計、工事監理及び耐震補強工事に要する経費が補助の対象となります。

ただし、①リフォームに要する経費、②他の補助制度による補助金の交付の対象となる用具等に係る経費については、補助の対象となりませんのでご注意ください。

◆ 補助額

補助の対象となる経費の4/5以内の額で、100万円を限度とします。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

◆ 令和7年度の補助予定件数

1件(先着順) 【募集期間】令和7年4月1日～令和7年9月1日

※補助をご希望の方は 甘楽町 建設課 都市計画係 までご連絡ください。

住宅の耐震診断・耐震改修の勧誘にご注意ください！

- ・耐震改修促進法では建物所有者に耐震診断・耐震改修に努めることを示していますが、義務付けてはいません。
- ・チラシや電話での強引な勧誘や工事を強要された場合は、都市計画係または消費生活センター(☎0274-74-3306)までご相談ください。

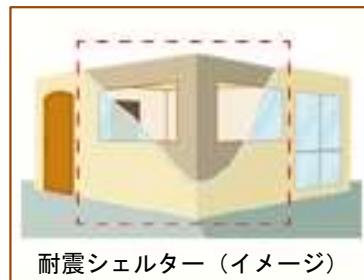


2. 耐震シェルター等設置工事にかかる費用の補助

◆ 「耐震シェルター等」について

「耐震シェルター等」とは、次のいずれかに該当するものです。

- ① 耐震シェルター（地震により当該木造住宅が倒壊しても、居住者の生命を守るための空間を確保できる装置で町長が認めたもの）
- ② 防災ベッド（地震により当該木造住宅が倒壊しても、寝ている人の身を落下物等から保護し、生命を守ることができるベッド型の装置で町長が認めたもの）



◆ 対象住宅

次のいずれにも該当する住宅が対象です。

- ① 耐震力不足木造住宅
- ② 過去に甘楽町木造住宅耐震改修補助事業及び本事業による補助金の交付を受けていない住宅



◆ 対象者

高齢者のみで構成される世帯に属する人又は障害者が同居する世帯に属する人で、次のいずれにも該当する人が対象です。

- ① 甘楽町に住民登録している者
- ② 耐震力不足木造住宅を甘楽町内に所有し、当該住宅に居住している者
- ③ 町税等の滞納がない者

◆ 対象となる工事

補助対象となる住宅の1階部分に耐震シェルター等を設置する工事

◆ 補助の対象となる経費

耐震シェルター等の設置に要する経費が補助の対象となります。

ただし、①リフォームに要する経費、②他の補助制度による補助金の交付の対象となる用具に係る経費については、補助の対象となりませんのでご注意ください。



◆ 補助額

補助の対象となる経費以内の額で、**30万円を限度**とします。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

◆ 令和7年度の補助件数

1件(先着順) 【募集期間】令和7年4月1日～令和7年9月1日

※補助をご希望の方は 甘楽町 建設課 都市計画係 までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

甘楽町 建設課 都市計画係 TEL 0274-64-8322